

保険診療の理解のために

厚生労働省保険局
医療課医療指導監査室

留意点

- ・本資料は令和4年度診療報酬改定が行われた当初の内容に基づいて作成している。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に対応した算定要件変更や施設基準の届出の取扱いの臨時的な変更があるので、算定に当たってはその時点での要件等を確認して請求を行うこと。

1

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 指導・監査等について
8. 最後に

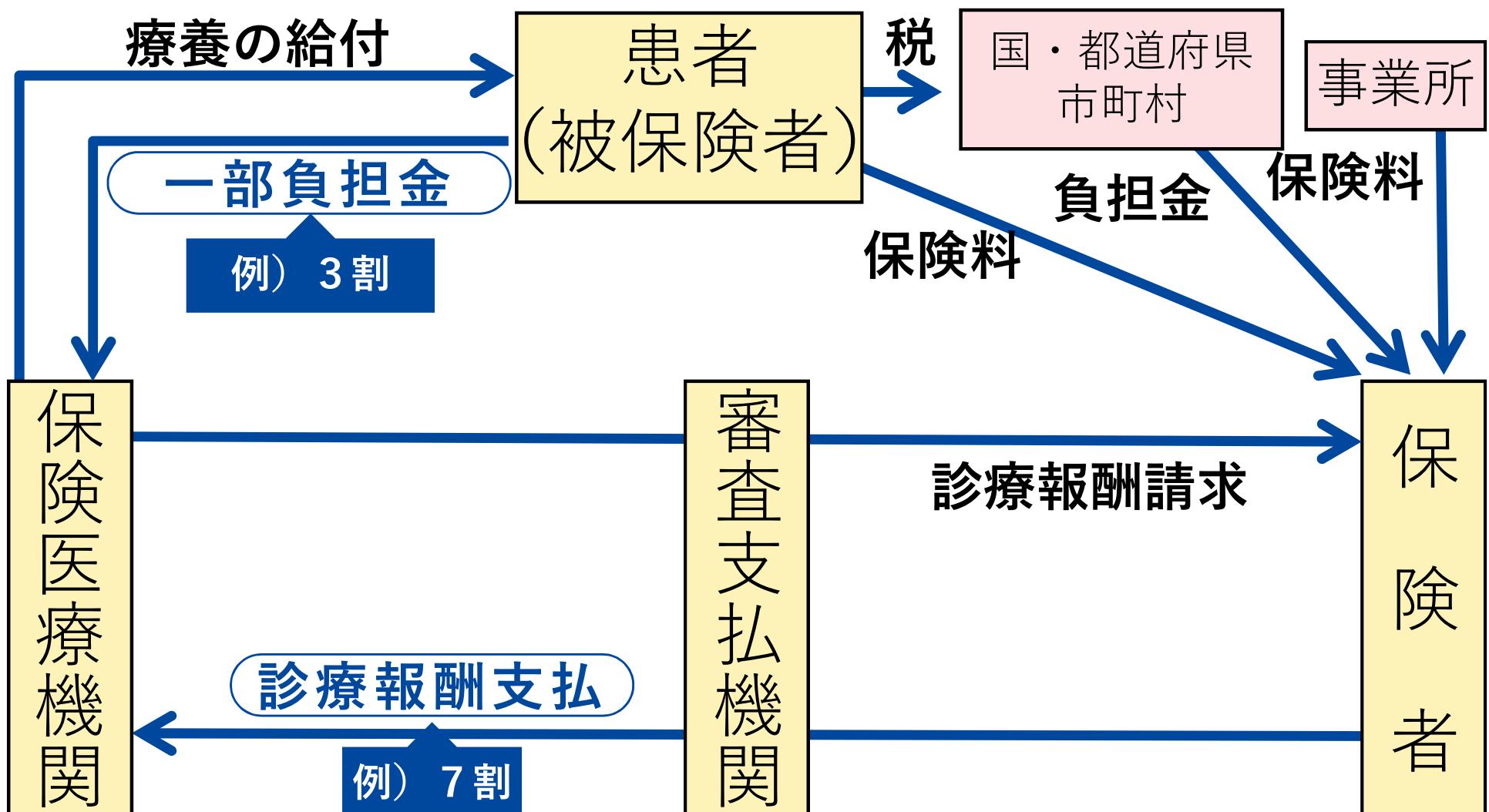
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

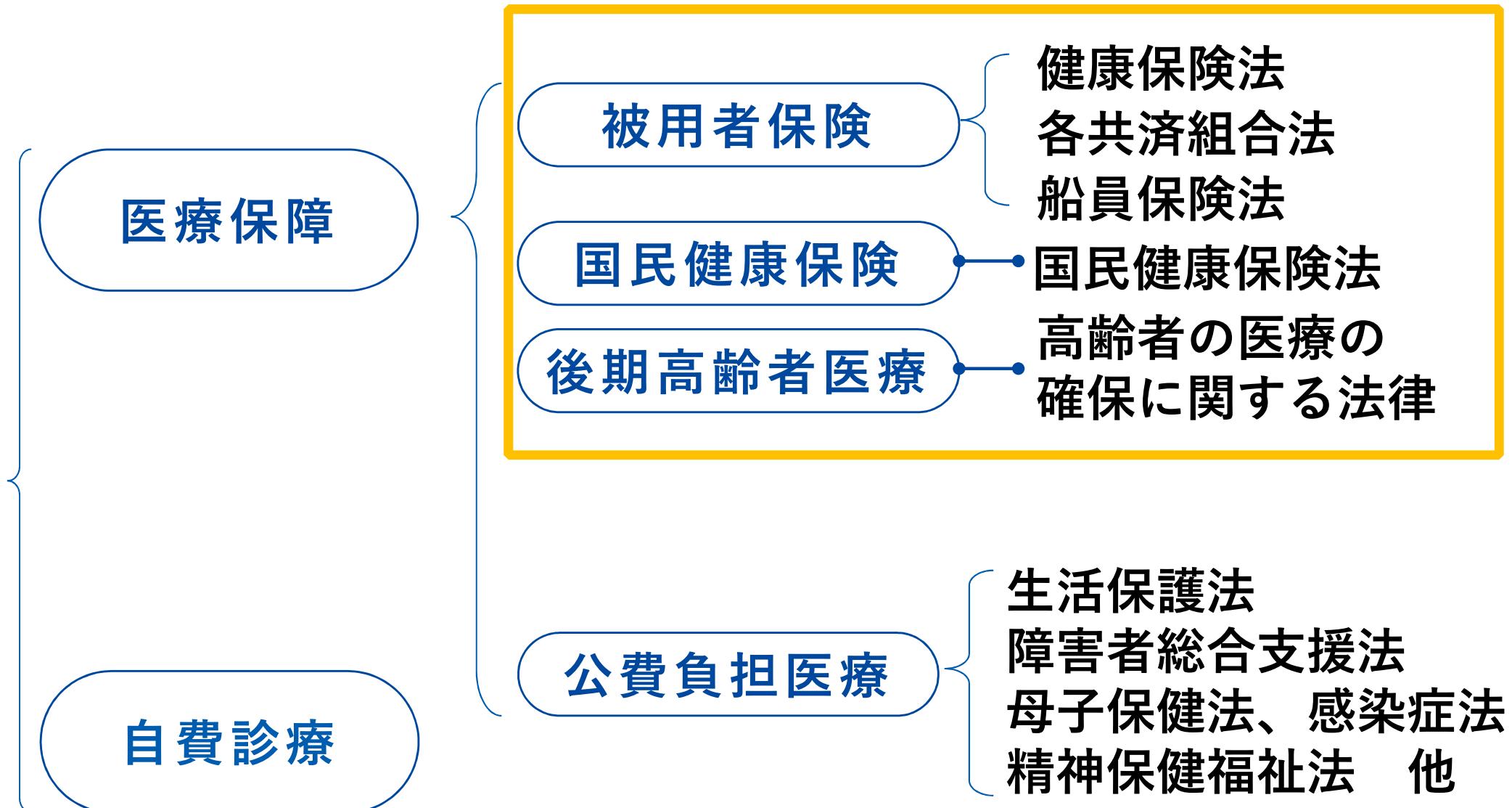
療養の給付・費用の負担の流れ

医療費の大部分は保険に基づく



医療費の給付の仕組み

医療保険各法により、医療保険制度を構成



保険診療とは

- 健康保険法等の医療保険各法に基づく、
保険者と保険医療機関との間の公法上の契約である。
- 保険医療機関の指定、保険医の登録は、医療保険各法等で規定されている保険診療のルールを熟知していることが前提となっている。

健康保険法

目的（第1条）

疾病、負傷等について**保険給付**を行い、**国民の生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。

基本的理念（第2条）

健康保険制度については、**医療保険制度の基本**をなすものである（中略）

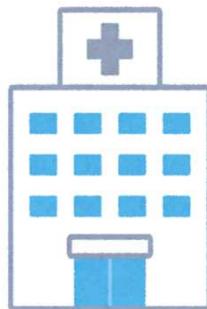
医療保険の運営の効率化、**給付の内容及び費用の負担の適正化**並びに**国民が受ける医療の質の向上**を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

保険診療に係わる各法令

医師法



医療法



薬剤師法



保助看法



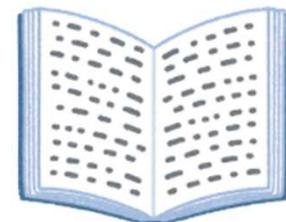
医薬品

医療機器等法



健康保険法

療養担当規則（省令）



保険診療

保険診療として診療報酬が支払われるには

- ✓ 保険医が
- ✓ 保険医療機関において
- ✓ 健康保険法、医師法、医療法等の各種関係法令の規定を遵守し
- ✓ 『 療養担当規則 』 の規定を遵守し
- ✓ 医学的に妥当適切な診療を行い
- ✓ 保険医療機関が診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っている。

医師と保険医

医師

医師法で規定される、
医業を行える唯一の資格
(医師法第17条)

保険医

健康保険法等で規定される、
保険診療を実施できる医師
(健康保険法第64条)

保険医

- 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師は、**保険医**でなければならぬ。（健康保険法第64条）
- 医師の申請に基づき厚生労働大臣が登録。（法第71条）
→ **自らの意思で保険医となる。**
- 保険医は「**厚生労働省令**」で定めるところにより、健康保険の診療に当たらなければならぬ。（法第72条）
→ **保険医は保険上のルールを守る必要がある。**
- 保険医は、健康保険の診療に関し、厚生労働大臣の**指導を受けなければならぬ**。（法第73条）
→ 厚生労働大臣の指導を受ける義務がある。

病院、診療所と保険医療機関

病院、診療所
医療法で規定される
(医療法第1条の5)

保険医療機関
健康保険法等で規定される、
保険診療を実施できる医療機関
(健康保険法第63条)

保険医療機関

保険医療機関の指定

- 病院若しくは診療所の開設者の申請により厚生労働大臣が指定する。（健康保険法第65条）

保険医療機関の責務

- 「厚生労働省令」で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。（法第70条）
- 療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。（法第76条）

わが国の保険医療制度の特徴

国民皆保険制度

すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。

現物給付制度

医療行為（現物）が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。

フリーアクセス

自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

2

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 指導・監査等について
8. 最後に

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医師法

医師免許（第2条）とその取り消し、医業の停止

相対的欠格事由（第4条）

次のいずれかに該当する者には免許をあたえないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 **罰金以上の刑に処せられた者**
- 四 **医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者**

免許の取消、医業の停止（第7条）

医師が**上記のいずれかに該当**し、又は医師としての品位を損するような行為があったときは次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 **三年以内の医業の停止**
- 三 **免許の取消し**

医師法

応召義務等（第19条）

- ・ 診療に従事する医師は、診察治療の**求めがあった場合には、正当な事由がなければ**、これを**拒んではならない。**
- ・ 診察・検査をした医師、出産に立ち会った医師は、診断書、検査書、出生証明書、死産証書の**交付の求めがあった場合には、正当な事由がなければ**、これを**拒んではならない。**

処方せんの交付義務（第22条）

医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、**患者又は現にその看護に当たっている者に**対して**処方せんを交付しなければならない。**

医師法

無診察治療等の禁止（第20条）

医師は、**自ら診察しないで**治療をし、診断書や処方せんを交付してはならない。（50万円以下の罰金）

診療録の記載及び保存（第24条）

- 医師は、診療をしたときは、**遅滞なく** 診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
- 診療録は、**5年間これを保存しなければならない。**
(勤務医の診療録については病院又は診療所の管理者が、それ以外の診療録については医師本人が保存する。)

医療法

入院診療計画書（第6条の4）

病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、当該患者の診療を担当する医師により**次に掲げる事項を記載した書面の作成**並びに当該患者又はその家族への**交付**及びその**適切な説明**が行われるようしなければならない。

記載が必要な事項（抜粋）

- 一 患者の氏名、生年月日及び性別
- 二 当該患者の診療を主として担当する医師の氏名
- 三 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
- 四 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療
(入院中の看護及び栄養管理を含む。)に関する計画 等

保険診療における使用医薬品

療養担当規則 第19条

- 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。
- 「厚生労働大臣が定める医薬品」 ⇒ 薬価基準に収載されている医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (医薬品医療機器等法)

医薬品医療機器等法により承認された用法・用量、効能・効果等を遵守することが、有効性・安全性の前提となっている

医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認（法第14条関係）

医薬品の製造販売に係る承認にあたっては、当該医薬品の名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査を受ける必要がある。

注意事項等情報の公表（法第68条の2関係）

医薬品に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、**注意事項等情報**について公表しなければならない。

注意事項等情報とは次に掲げる事項を言う。

- イ 用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意
- ロ 日本薬局方に収められている医薬品にあっては、日本薬局方において当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関連する事項として公表するように定められた事項 等



医薬品は添付文書とともに同法で審査及び承認されている。
最新の**添付文書を確認**及び遵守することが求められる。

3

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 指導・監査等について
8. 最後に

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

療養担当規則とは

正式名：『保険医療機関及び保険医療養担当規則』
(厚生労働大臣が定めた命令：省令)

第1章 保険医療機関の療養担当

療養の給付の担当範囲、担当方針 等

第2章 保険医の診療方針等

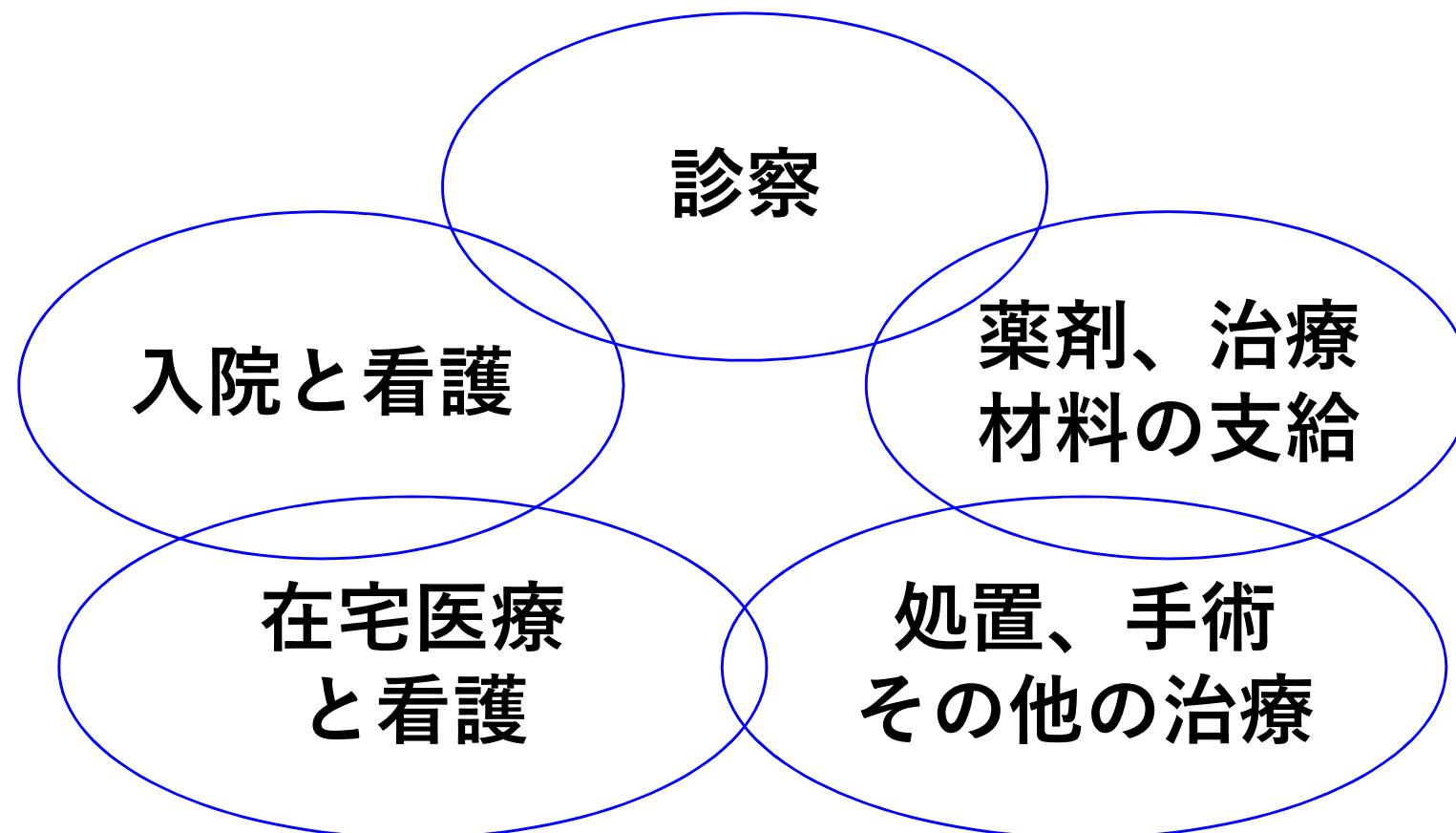
診療の一般的・具体的方針、診療録の記載 等



**保険医療機関や保険医が保険診療を行う上で
守らなければならない基本的なルール**

療養担当規則

療養の給付の担当の範囲（第1条）



「療養の範囲」 = 「保険診療の範囲」

「医療の範囲」とは異なる

療養担当規則

療養の給付の担当方針（第2条）

- ・保険医療機関は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。
- ・保険医療機関が担当する療養の給付は、患者の療養上妥当適切なものでなければならない。

適正な手続きの確保（第2条の3）

保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長に対する申請、届出、療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

（例）**急性期一般入院料1**で届出していたが、看護師の数が少なくなり、7：1が維持出来なくなったため、**急性期一般入院料2**に届出しなおした。

療養担当規則

適正な費用の請求の確保（第23条の2）

保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う**療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるように努めなければならない。**

「請求関係は事務担当者に一任しているのでこんな請求がされているとは知らなかった。」
ということがないように保険医は必要に応じて診療報酬明細書（レセプト）を確認するなど、自分の診療録記載等による診療の情報等が請求事務担当者に適切に伝わっているか確認する必要がある。

レセプトを
確認する



療養担当規則

特定の保険薬局への誘導の禁止（第2条の5、第19条の3）

- ・ 処方箋の交付に関し、患者に対して**特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。**
- ・ 処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、**保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。**

処方箋の交付（第23条）

- ・ 保険医は、処方箋に**必要な事項を記載しなければならない。**
(医薬品名、分量、用法及び用量)
- ・ 保険医は、その交付した処方箋に関し、**保険薬剤師から疑義の照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。**

療養担当規則

経済上の利益の提供による誘引の禁止（第2条の4の2）

- 患者に対して、受領する費用の額に応じて収益業務に係る**物品の対価の値引き**等、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により**自己の保険医療機関で診療を受けるように誘引してはならない。**
- 事業者又はその従業員に対して、**患者を紹介する対価として金品を提供**する等、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により**自己の保険医療機関で診療を受けるように誘引してはならない。**

療養担当規則

診療の具体的方針（第20条）①

- ・**診察**を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。
- ・**往診**は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- ・各種の**検査**は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- ・**手術、リハビリテーション**は、必要があると認められる場合に行う。
- ・**処置**は、必要の程度において行う。
- ・**入院の指示**は、療養上必要があると認められる場合に行う。

療養担当規則

診療の具体的方針（第20条）②

- ・ **投薬**は、必要があると認められる場合に行う。
- ・ **同一の投薬**は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。
- ・ **投薬**を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮する。
- ・ **注射**は、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によっては治療の効果を期待することができないとき等に行う。
- ・ **輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液**は、必要があると認められる場合に行う。 等

療養担当規則

特殊療法等の禁止（第18条）

保険医は、**特殊な療法**又は新しい療法等(新しい医療材料含む)については、厚生労働大臣の定めるものほか行ってはならない。

(例外) 評価療養及び患者申出療養（健康保険法第63条第2項第3号及び第4号）

※ 評価療養又は患者申出療養の届出がない場合は、一連の診療は保険請求できず、すべて自由診療となる。

診療の具体的方針（研究的検査の禁止）（第20条）

保険医は、各種の検査は、**研究の目的**をもって行ってはならない。

(例外) 保険外併用療養費制度を用いた治験に係る検査

療養担当規則

健康診断の禁止（第12条、第20条）

- 保険医の診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行わなければならない。
- 健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。

療養担当規則

診療録の記載（第22条）

保険医は、患者の診療を行った場合には、**遅滞なく**、様式第一号又はこれに準ずる様式の**診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載**しなければならない。

診療録の記載及び保存（医師法 第24条）（再掲）

医師は、診療をしたときは、**遅滞なく**診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

診療録

- 診療録（カルテ）は診療経過の記録であると同時に、診療報酬請求の根拠である。
 - 診療の都度、必要事項を記載する。
 - 記載はペン等で、修正は修正液を用いず二重線で行う。
 - 傷病名を所定の様式に記載し、絶えず整理する。
 - 責任の所在を明確にするため、署名又は記名押印を必ず行う。
 - 診療報酬請求の算定要件として、診療録に記載すべき事項が定められている項目があることに留意する。
- 事実に基づいて必要事項を十分に記載していなければ、不正請求の疑いを招くおそれがある。

傷病名

- 医学的に妥当適切な傷病名を医師自ら決定する。
- 必要に応じて慢性・急性、部位、左右の別を記載する。
- 診療開始・終了年月日を記載する。
- 傷病の転帰を記載し病名を整理する。
 - 疑い病名について、病名が確定次第、確定病名を記載し、疑い病名の転帰を「中止」とする
 - 一般的に、急性病名が長期間続くことは不適切

傷病名

査定を防ぐための虚偽の傷病名、
いわゆる「**レセプト病名**」は認められない

- 「**レセプト病名**」の例

- ST合剤 : 「慢性尿路感染症」「ニューモシスチス肺炎」
- PPI : 「難治性逆流性食道炎」
- ビタミン剤 : 「ビタミン欠乏症」「摂食不能」

傷病名だけでは診療内容の説明が不十分と思われる場合は摘要欄及び症状詳記で補う

客観的事実（検査結果等）に基づき、
当該診療行為が必要な理由を具体的に記載する。

医療情報システム（電子カルテ等）の留意点

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」

- ガイドラインに準拠した**運用管理規程**を定めること。
- 長時間離席する際に、正当な利用者以外の者による入力のおそれがある場合には、クリアスクリーン等の対策を実施。
- 令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後新規導入又は更新に際しては、**二要素認証**を採用するシステムの導入、又はこれに相当する対応を行うこと。
- パスワードは以下のいずれかを**要件とする**。
 - a 英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列
 - b 英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的に変更させる（最長でも2ヶ月以内）
 - c 二要素以上の認証の場合、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列。ただし他の認証要素として必要な電子証明書等の使用にPIN等が設定されている場合には、この限りではない。
- **更新履歴を保存し、必要に応じて更新前と更新後の内容を照らし合わせることができるようにすること。**

4

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
- 4. 医科診療報酬点数表の解釈**
5. DPC／PDPSについて
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 指導・監査等について
8. 最後に

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 医科診療報酬点数表の解釈

① 基本診療料

初診料のポイント

医学的に初診といわれる診療行為があった場合に算定。

- ある疾患の診療中に別の疾患が発生した場合は、新たに初診料を算定できない。
(例) 胃炎で通院中、**新たに大腸癌の診療を開始**する場合
→ **初診料は算定できない**
- 患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱う。
(ただし、慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない。)

初診料及び再診料のポイント

- 初診又は再診が行われた同一日であるか否かにかかわらず、**当該初診又は再診に付隨する一連の行為**とみなされる次に掲げる場合には、これらに要する費用は当該初診料又は再診料若しくは外来診療料に含まれ、別に再診料又は外来診療料は算定できない。
 - ア 初診時又は再診時に行った**検査、画像診断の結果のみを聞きに来た**場合
 - イ 往診等の後に**薬剤のみを取りに来た**場合
 - ウ 初診又は再診の際、検査、画像診断、手術等の必要を認めたが、一旦帰宅し、**後刻又は後日検査、画像診断、手術等を受けに来た**場合

再診料のポイント

- ・一般病床200床未満は再診料、一般病床200床以上は外来診療料（検査、処置の一部が包括化）を算定する。
- ・電話再診は、患者の病状の変化に応じ、医師の指示を受ける必要がある場合に限り算定でき、定期的な医学管理を前提として行われる場合は算定できない（電話再診の際は外来診療料も算定不可）。
- ・**外来リハビリテーション診療料**及び**外来放射線照射診療料**を算定した場合には、規定されている日数の間はリハビリテーションや放射線治療に係る再診料（外来診療料）は算定出来ない。

情報通信機器を用いた初診・再診

- ・ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、医師が情報通信機器を用いた初診もしくは再診が可能と判断した患者が対象。
- ・ オンライン診療料は廃止（令和4年度診療報酬改定）。
- ・ 診療録に診療の内容、診療を行った日、診療時間等の要点を記載。
- ・ 原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。
- ・ 以下の内容について、診療録に記載しておくこと。
 - ア 「かかりつけの医師」がいる場合、当該医師の所属医療機関名
 - イ 「かかりつけの医師」がない場合、対面診療ができない理由、適切な紹介先医療機関名、紹介方法・患者の同意
- ・ 当該診療が指針に沿った適切な診療であったことを診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ・ 予約に基づく診察による、特別の料金の徴収はできない。
- ・ 情報通信機器の運用に関する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等として、別途徴収できる。

入院基本料のポイント

- 以下の5つの医療提供体制が、厚生労働大臣の定める基準に適合していない場合、入院基本料が算定できない。
 - ① 入院診療計画に関する基準
 - ② 院内感染防止対策に関する基準
 - ③ 医療安全管理体制に関する基準
 - ④ 褥瘡対策に関する基準
 - ⑤ 栄養管理体制に関する基準

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和2年保医発0305第1号）

別添1 第1章第2部入院料等 通則11

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に限り入院基本料（中略）、特定入院料又は短期滞在手術等基本料3の算定を行うものであり、基準に適合していることを示す資料等を整備しておく必要がある。

入院基本料の基準

①入院診療計画～入院診料計画書について～

- 医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同で総合的な診療計画を策定し、患者に対し、文書により、病名、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等について、入院後7日以内に説明を行う。
- 入院診療計画書は必ず患者・家族等に交付するとともに、写しを診療録に添付する。
- 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載する。
- なお、用いる入院診療計画書は、別紙2に示されている全ての項目が必要である。

「特別な栄養管理の必要性」の有無については
必ず記載する。

別紙2	
入院診療計画書	
(患者氏名)	殿
年月日	
病棟(病室)	
主治医以外の担当者名	
在宅復帰支援担当者名*	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間	
特別な栄養管理の必要性	有・無 (どちらかに○)
その他の ・看護計画 ・リハビリテーション 等の計画	
在宅復帰支援計画*	
総合的な機能評価 ◇	

注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わるものである。
注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。
注3) *印は、地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)を算定する患者にあっては必ず記入すること。
注4) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。
注5) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名) _____ 印
(本人・家族) _____

入院基本料の基準

②院内感染防止対策

- ・ **院内感染対策委員会**を月1回程度、定期的に開催
- ・ **感染情報レポート**を週1回程度作成 等

③医療安全管理体制

- ・ 医療事故等の**院内報告制度**の整備
- ・ **安全管理のための委員会**を月1回程度開催
- ・ **職員研修**を年2回程度開催 等

入院基本料の基準

④褥瘡対策

- ・ 褥瘡看護に関する臨床経験を有する専任の看護職員等により構成される、**褥瘡対策チーム**の設置
- ・ 日常生活の自立度が低い入院患者に対する評価の実施
- ・ 褥瘡対策の診療計画における**薬学的管理に関する事項**及び**栄養管理に関する事項**については、当該患者の状態に応じて記載すること。必要に応じて、薬剤師又は管理栄養士と連携して、当該事項を記載すること。
- ・ 栄養管理に関する事項については、栄養管理計画書をもって記載を省略することができること。ただし、この場合は、当該栄養管理計画書において、体重減少、浮腫等の有無等の別添6の別紙3に示す褥瘡対策に必要な事項を記載していること。

等

入院基本料の基準

⑤栄養管理体制

- ・ 保険医療機関内に**常勤の管理栄養士**を 1 名以上配置（病院である場合）
- ・ 多職種が共同して**栄養管理手順**を作成
- ・ 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、**特別な栄養管理の必要性の有無について記載**
- ・ 栄養管理計画に基づいた栄養管理
- ・ 栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直し 等

食事は**医療の一環**として提供されるべきものであり、それぞれ患者の病状に応じて必要とする栄養量が与えられ、食事の質の向上と患者サービスの改善をめざして行われるべきものである。

看護要員配置の留意事項①

看護要員の配置に関するルールは、入院基本料の正しい請求のために、十分に理解しなければならない

- 実際に入院患者の看護に当たっている看護要員の数を算入し、
実際に看護に当たっていない看護部長、外来勤務、手術室勤務等の看護要員は算入しない。
- 1 勤務帯 8 時間で 1 日 3 勤務帯を標準として、月平均 1 日当たりの要件を満たしている。
- **夜勤は2人以上**で行い、同一の入院基本料を算定する病棟全体での**月当たりの平均夜勤時間72時間以内**（夜勤専従者及び夜勤時間数16時間未満の者を除く）でなければならぬ。
(急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料以外は、8 時間未満の者を除く。)

看護要員配置の留意事項②

- 看護配置等を偽って届出した場合、**虚偽の届出として不正請求**となる。
- 当初は基準を満たしていても、**職員の退職等で基準を満たさなくなった場合は、正しく届出し直さなければならない。**
- 入院基本料にかかる誤請求は、**多額な返還金を求められる場合がある。**
(例) 平均入院患者数50人/日の病院で、1日あたり200点の入院基本料を過剰に算定していた場合、年間3650万円の過剰請求となる。

「A204-2」臨床研修病院入院診療加算（入院初日）

- **研修医の診療録**の記載に係る指導及び確認は、**速やかに行うこと**とし、診療録には指導の内容が分かるように**指導医自らが記載を行い、署名**をする。

4. 医科診療報酬点数表の解釈

- ②特掲診療料
- 医学管理等
- 在宅療養指導管理料

医学管理等、在宅療養指導管理料

- ・項目ごとに、具体的な算定要件が定められている。
- ・医学的管理や療養指導を適切に行った上で、
算定要件として定められた診療録への指導内容の要点等の記載や添付が求められている文書の添付を実施する必要がある。
- ・保険医療機関の請求事務担当者（部門）は、保険医が算定を指示した算定項目や保険医が記載した診療録等から抽出される算定項目について、算定要件を満たしているか確認の上、診療報酬請求を行うこと。



算定要件を満たさずに算定した場合、返還の対象となる

「B001・3」悪性腫瘍特異物質治療管理料

- 悪性腫瘍と**確定診断**がされた患者に対し、腫瘍マーカー検査を行い、その結果に基づいて**計画的な治療管理を行った場合**に算定する。

診療録等に記載する事項

- 診療録に添付又は記載する事項
 - ① 腫瘍マーカー検査の結果
 - ② 治療計画の要点

- 月1回まで
- 尿中BTAに係るもの 220点
- その他もの 1項目で360点、2項目以上で400点

「B001・10」入院栄養事指導料 1

厚生労働大臣が定める者に対して、**管理栄養士が医師の指示に基づき**、具体的な献立等によって、初回は概ね**30分以上**、2回目は**概ね20分以上**、栄養指導を行った場合に算定。

診療録等に記載する事項

管理栄養士は栄養指導記録を作成し、**指導内容の要点及び指導時間を記載**する。

「B001・23」がん患者指導管理料イ

- 悪性腫瘍と診断された患者に対して、患者の心理状態に十分配慮された環境で、がん診療の経験を有する医師及びがん患者の看護に従事した経験を有する専任の看護師が適宜必要に応じてその他の職種と共同して、診断結果及び治療方法等について患者が十分に理解し、納得した上で治療方針を選択できるように説明及び相談を行った場合に算定する。

診療録等に記載する事項

指導内容等の要点を診療録又は看護記録に記載する。

- 患者1人につき1回に限り算定
- 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点

在宅医療

特掲診療料第2部

在宅患者診療・指導料

- C000 往診料
C001 在宅患者訪問診療料
C002 在宅時医学総合管理料
C002-2 施設入居時等医学総合管理料
等

在宅療養指導管理料

- C101 在宅自己注射指導管理料
C103 在宅酸素療法指導管理料
C104 在宅中心静脈栄養法指導管理料
C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
等

「C000」往診料に関する留意点

- ・ 往診料は、患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し、電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合に算定できるものであり、**定期的ないし計画的**に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合には**算定できない**。
- ・ 患者を**定期的に訪問して診療を行った場合に算定するのは在宅患者訪問診療料**であり、往診料ではない。

在宅療養指導管理料

在宅療養指導管理料は、通則に記載されている下記の点に留意する。

患者又は患者の看護に当たるものに対し

- 療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で医学管理を十分に行う。
- 在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行う。
- 必要かつ十分な量の衛生材料、保険医療材料を支給する。

診療録に記載する事項

- ① 当該在宅療養を指示した根拠
- ② 指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）
- ③ 指導の内容の要点

4. 医科診療報酬点数表の解釈

③検査・画像診断

検査・画像診断のポイント

各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

- ・ 個々の患者の状況に応じ検査項目を選択し、必要最少限の回数で行う。
- ・ 個別の検査の必要性を検討せずに医療機関や診療科等が事前に取り決めた検査の組み合わせ、いわゆる「セット検査」は実施する検査項目の中に実施の必要性の低い検査が含まれていたり、連日検査する必要のない項目が含まれる場合があり十分注意する必要がある。
- ・ 結果が治療に全く反映されない検査は実施しないこと。
- ・ 算定要件が規定されている検査項目には、算定要件への該当性についてよく検討すること。

不適切な請求の例

- オーダーして採血したが、**検体量が少なく検査できなかった検査の点数**を請求
- **健康診断又は研究を目的とした検査**を保険請求
(例) 論文のデータを集めるために診療に必要の無い検査項目を測定する。
- 検査結果の記載等をせず、**算定要件を満たしていない**にもかかわらず算定
(例) 呼吸心拍監視（心電図モニター）を、観察結果の要点を診療録に記載していないにもかかわらず算定した。

D215 超音波検査

- 超音波検査を同一の部位に同時に2以上の方を併用する場合は、主たる検査方法により1回として算定する。また、同一の方法による場合は、部位数にかかわらず、1回のみの算定とする。
- 超音波検査（「3」の「ニ」の胎児心エコー法を除く。）を算定するに当たっては、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること又は検査実施者が測定値や性状等について文書に記載すること。なお、医師以外が検査を実施した場合は、その文書について医師が確認した旨を診療録に記載すること。
- 検査で得られた画像を診療録に添付すること。また、測定値や性状等について文書に記載した場合は、その文書を診療録に添付すること。
- 超音波検査の記録に要した費用（フィルム代、印画紙代、記録紙代、テープ代等）は、所定点数に含まれる。

超音波検査のポイント



✓ 所見を診療録に記載
又は
実施者が記載した文書を診療録に添付
(医師が確認した旨を診療録に記載)



4. 医科診療報酬点数表の解釈

④ 投薬・注射

投薬・注射のポイント

- 原則、薬価基準に収載されている医薬品を、**医薬品医療機器等法承認事項（効能・効果、用法・用量、禁忌等）** の範囲内で使用した場合に保険適用となる。
- 経口と注射の両方が選択可能な場合は、**経口投与を第一選択**とする。
- 抗菌薬等は、抗菌スペクトラムを十分に考慮し、適宜薬剤感受性検査を行い、漫然と投与することのないよう注意する。

不適切な投与例

適応外投与の例

- ・ 「胃潰瘍、十二指腸潰瘍、逆流性食道炎」に適応があるボノ
プラサンフマル酸を、単なる慢性胃炎の患者に対して投与。
- ・ 「非がん性慢性疼痛」に適応があるトラマドール・アセトア
ミノフェンをがん性慢性疼痛の患者に対して投与。

用法外投与の例

- ・ 腹腔内投与の適応がない抗がん剤を、腹腔内散布
- ・ 生理食塩水で溶解した抗菌薬による術野洗浄

不適切な投与例

禁忌投与の例

- ・ **スピロノラクトン**を高カリウム血症の患者に投与。
- ・ **静注用脂肪乳剤**を、血栓症の患者やケトーシスのある糖尿病の患者に投与。

長期漫然投与の例

- ・ **メコバラミン**を月余にわたり漫然と投与。
- ・ **ベンゾジアゼピン系抗不安薬**の長期漫然投与

後発医薬品の使用の推進

- ・ 後発医薬品の使用を一層促進 (療養担当規則第20条)
- ・ 保険薬局における後発医薬品の在庫管理の負担軽減
→ **一般名処方の推進**

- ・ 後発品のある全ての医薬品を**一般名で記載した処方せんを交付**した場合は、処方せんの交付1回につき7点、1品目でも一般名処方が含まれている場合は5点を加算する。

「リフィル処方」について

- ・ 症状が安定している患者について、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みが設けられた。
- ・ 保険医療機関内の保険医がリフィルによる処方が可能と判断した場合には、処方箋の「リフィル可」の欄にレ点を記入する。
- ・ リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回まで。1回当たりの投薬期間及び総投薬期間については、医師が、患者の病状等を踏まえ、個別に医学的に適切と判断した期間とする。
- ・ 療担規則20条2項において、**投薬量に限度が定められている医薬品**及び**湿布薬**については、**リフィル処方箋による投薬を行うことはできない**。
- ・ 処方箋の交付について、リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品を処方する場合には、処方箋を分ける必要がある。また、リフィル処方により2種類以上の医薬品を投薬する場合であって、それぞれの医薬品に係るリフィル処方箋の1回の使用による投薬期間が異なる場合又はリフィル処方箋の使用回数の上限が異なる場合は、医薬品ごとに処方箋を分ける必要がある。

		リフィル可 <input type="checkbox"/> (　　回)
備考	保険医署名	<p>〔「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。〕</p>
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供	
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)		
<input type="checkbox"/> 1回目調剤日(年　月　日) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日(年　月　日) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日(年　月　日)		
次回調剤予定日(年　月　日) 次回調剤予定日(年　月　日)		

4. 医科診療報酬点数表の解釈

⑤ リハビリテーション

リハビリテーション料

リハビリテーション料の正しい算定のためには、
「通則」の通読と理解が必要

理由：

告示や留意事項通知の個別算定項目の掲載部分には記載がない、
リハビリテーション料全ての算定に関わる算定要件についての
記載が、「通則」に記載されている。

リハビリテーションの記載・添付要件

- リハビリテーションの実施に当たっては、全ての患者の**機能訓練の内容の要点**及び**実施時刻（開始時刻と終了時刻）**の記録を診療録等へ記載する。
- リハビリテーション実施計画書を原則として**7日以内**、**遅くとも14日以内**に作成する。
- リハビリテーション実施計画書の**作成時及びその後3か月に1回以上**（特段の定めのある場合を除く）、患者又はその家族等に対して当該リハビリテーション実施計画書の**内容を説明の上交付する**とともに、**その写しを診療録に添付する**。

4. 医科診療報酬点数表の解釈

⑥ 処置・手術・先進医療

点数表にない手術

- 「**特殊な療法、新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるもののほか行ってはならない**」（療養担当規則第18条）

※ 「厚生労働大臣が定めるもの」の例として先進医療、治験に用いる療法

- 特殊な手術の手術料は、保険医の判断で勝手に準用せず、医療機関の医事部門を通じて当局へ照会すること。
 - 点数表にあっても、手技が従来の手技と著しく異なる場合
 - 従来、一般的に開胸又は開腹で行われていた手術を内視鏡下で行った場合 等

※ 保険適用の腹腔鏡下手術以外の手術で腹腔鏡を用いた場合、当局から準用が通知されたもの以外については、**手術を含む診療全体が保険適用とならない**。胸腔鏡下手術も同様。

先進医療とは

- 保険収載されていない先進的な医療技術について**保険診療との併用を認める制度。**
- 医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、該当する保険医療機関は**届出により保険診療との併用ができる。**
※ 先進医療Bは先進医療技術審査部会の承認が必要
- 令和4年4月1日現在84種類の先進医療について、当該技術の施設の要件が設定されている

先進医療の例

- 重粒子線治療
- LDLアフェレシス療法
- 子宮内膜細菌叢検査等の一部の不妊治療 等

※ 「患者申出療養」創設（平成28年度）

先進医療の費用負担



【注意】

保険診療に含まれず、先進医療としても届けられていない医療技術を用いた場合、**当該疾患に関わる一連の診療が保険の保険適用外となる。**



一連の診療で発生する経費の**全額を**、患者か医療機関が負担することになる。

5

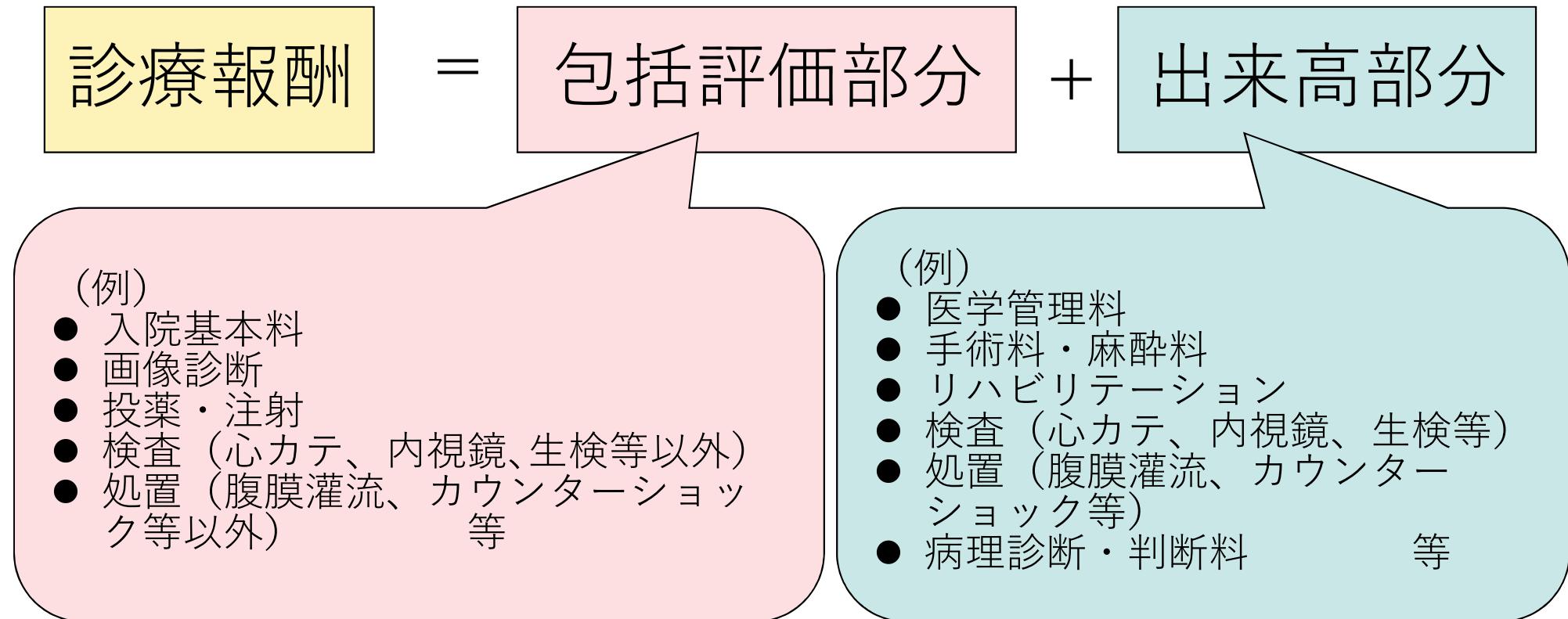
1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 指導・監査等について
8. 最後に

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

DPC/PDPSにおける診療報酬の構成

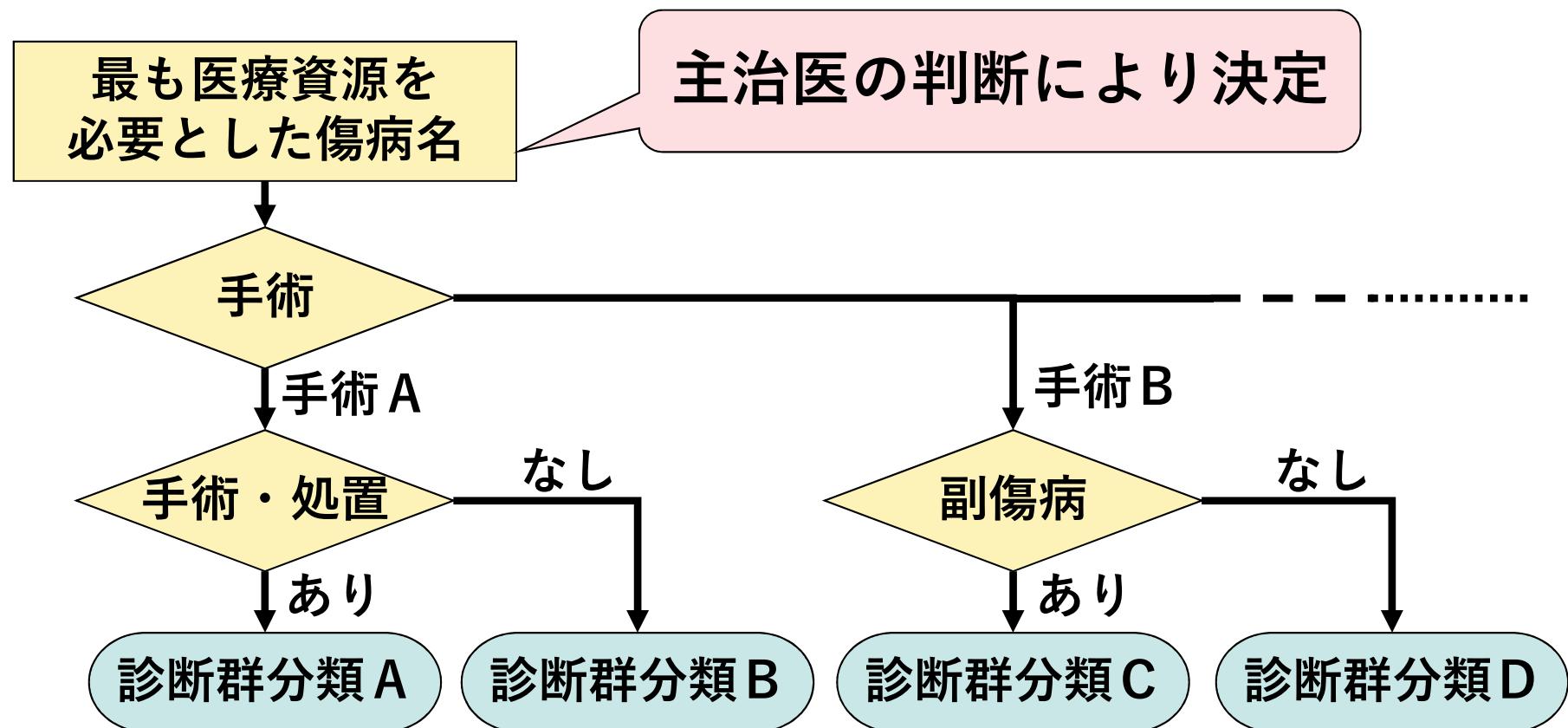


包括評価部分 = 診断群分類ごとの1日当たり点数×医療機関別係数×入院日数

※ 上記の例示は、大まかなイメージ。例外の算定項目があるので留意すること。
例えば、E 画像診断において、画像診断管理加算は出来高算定。

診断群分類の決定の流れ

- ① ICD分類に基づく傷病名により分類
- ② 診療行為（手術、処置等）により分類



「傷病名」の決定

- 診断群分類は、「医療資源を最も投入した傷病」=
「入院期間全体を通して、治療した傷病のうち、
最も人的・物的医療資源を投入した傷病」により決定される。
- 1入院期間に複数の傷病に対して治療が行われた場合でも、
「医療資源を最も投入した傷病」は一つに限る。
- 「医療資源を最も投入した傷病」が不明の時点では、「入院の契機となった傷病」に基づいて診断群分類を決定する。

不適切な診断群分類の決定例

- 診断群分類を決定する際に、医療資源を最も投入した傷病名からではなく、包括評価による点数が最も高い診断群を選択した。
- 「医療資源病名」と実施した手術や処置との間に「乖離」がある。
例：医療資源病名が狭心症、実施した手術が肺悪性腫瘍手術

その他の注意点①

- 退院日の翌日から起算して7日以内に再入院した場合で、
以下のケースに該当するものについては、当該入院は前回入院と一連の入院とみなす。
(悪性腫瘍に対する予定化学療法目的は除く。)

- ▶前回入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」と再入院の際の「入院の契機となつた傷病名」の診断群分類の上2桁が同一のもの
- ▶再入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」の診断群分類番号の上6桁が前回の入院と同一の場合
- ▶再入院の際の「入院の契機となつた傷病名」が分類不能コードである場合
- ▶再入院の際の「入院の契機となつた傷病名」が、手術・処置等の合併症に係るDPCのICDコードである場合

その他の注意点②

- 入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院で入院中に処方することが原則。当該入院の契機となる傷病の治療のために処方された薬剤を患者に持参させ、入院中に使用することは、特別な理由がない限り認められない。特別な理由を診療録に記載すること。
- 入院中に包括算定から出来高算定に変更された患者の場合（又は、その逆の場合）、退院時の請求方法で必要な請求を行う。

6

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 指導・監査等について
8. 最後に

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療保険と介護保険の給付調整

- 要介護被保険者等については、原則として、**介護保険給付が医療保険給付より優先**される。
- ただし、厚生労働大臣が定める場合については、医療保険から給付できることとされており、これを**医療保険と介護保険の給付調整**という。

介護保険施設の入所者に係る給付調整

介護保険法で規定されている介護保険施設（4種類）

- ・ 介護老人福祉施設（**特別養護老人ホーム**）
- ・ 介護老人保健施設（**老健**）
- ・ **介護医療院**
- ・ 介護療養型医療施設（**介護療養病床**） 【令和6年3月末まで】

これらの施設には医師の配置があるが、各施設類型で医療提供の密度が異なることから、介護報酬に包括されている部分と医療保険において給付される範囲が各々異なる。

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 医療保険と介護保険との関係について
- 7. 指導・監査等について**
8. 最後に

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

指導とは

目的

- 「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させること」

(指導大綱)

- 「保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。」

(健康保険法 第73条)

厚生労働大臣の指導を受ける義務がある。

指導後の措置（個別指導の場合）

「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」、「要監査」

監査とは

目的

「保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、**不正又は著しい不当が疑われる場合**等において、的確に**事実関係を把握**し、**公正かつ適切な措置を執ること**」

(監査要綱)

不正請求

詐欺や不法行為に当たるもの

架空請求

例) その月に受診していない患者の被保険者証の記号・番号を使って前の月と同じ内容の診察を請求した。

付増請求

例) 一か月に2回しか診察していないのに再診料を4回請求した。

振替請求

例) 実際に行った創傷処置が 50cm^2 であったにもかかわらず、請求は 500cm^2 以上 3000cm^2 未満で行った。

不当請求

算定要件を満たさない等、診療報酬請求の妥当性を欠くもの

例

1. 診療録に腫瘍マーカーの検査結果・治療計画の要点を添付又は記載していないにもかかわらず、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している。
2. 専ら画像診断を担当する医師が読影していないにもかかわらず、画像診断管理加算を算定している。
3. 診療録に呼吸心拍監視装置等の観察結果の要点を記載していないにもかかわらず、呼吸心拍監視を算定している。

健康保険法上の処分の基準

保険医登録・保険医療機関指定取消処分の基準 (監査要綱)

- 故意に不正又は不当な診療（診療報酬の請求）を行ったもの。
- 重大な過失により、不正又は不当な診療（診療報酬の請求）をしばしば行ったもの。

▶ 故意でなくとも、重大な過失が認められれば、
健康保険法上の処分の対象となりうる。

監査後の措置

行政上の措置

- 保険医療機関・保険医
 - ✓ 指定・登録の取消（取消処分）
 - ✓ 戒告
 - ✓ 注意
- 取消処分となった場合、原則として**5年間は再指定・再登録を行わない。**

経済上の措置

診療内容または診療報酬の請求に関し不正、不当の事実が認められた場合、原則として**5年間分を返還する。**

40%の加算金が加えられることがある。

（健康保険法第58条）

令和2年度の指導、監査等実施状況

監査を受けた
保険医療機関・保険医等 46施設、82人



登録・指定の取消（取消相当含む）を受けた
保険医療機関・保険医等 19施設、18人

指導、適時調査、監査により
返還を求めた金額は**約59.6億円**

(厚生労働省発表 医科・歯科・調剤を含む)

8

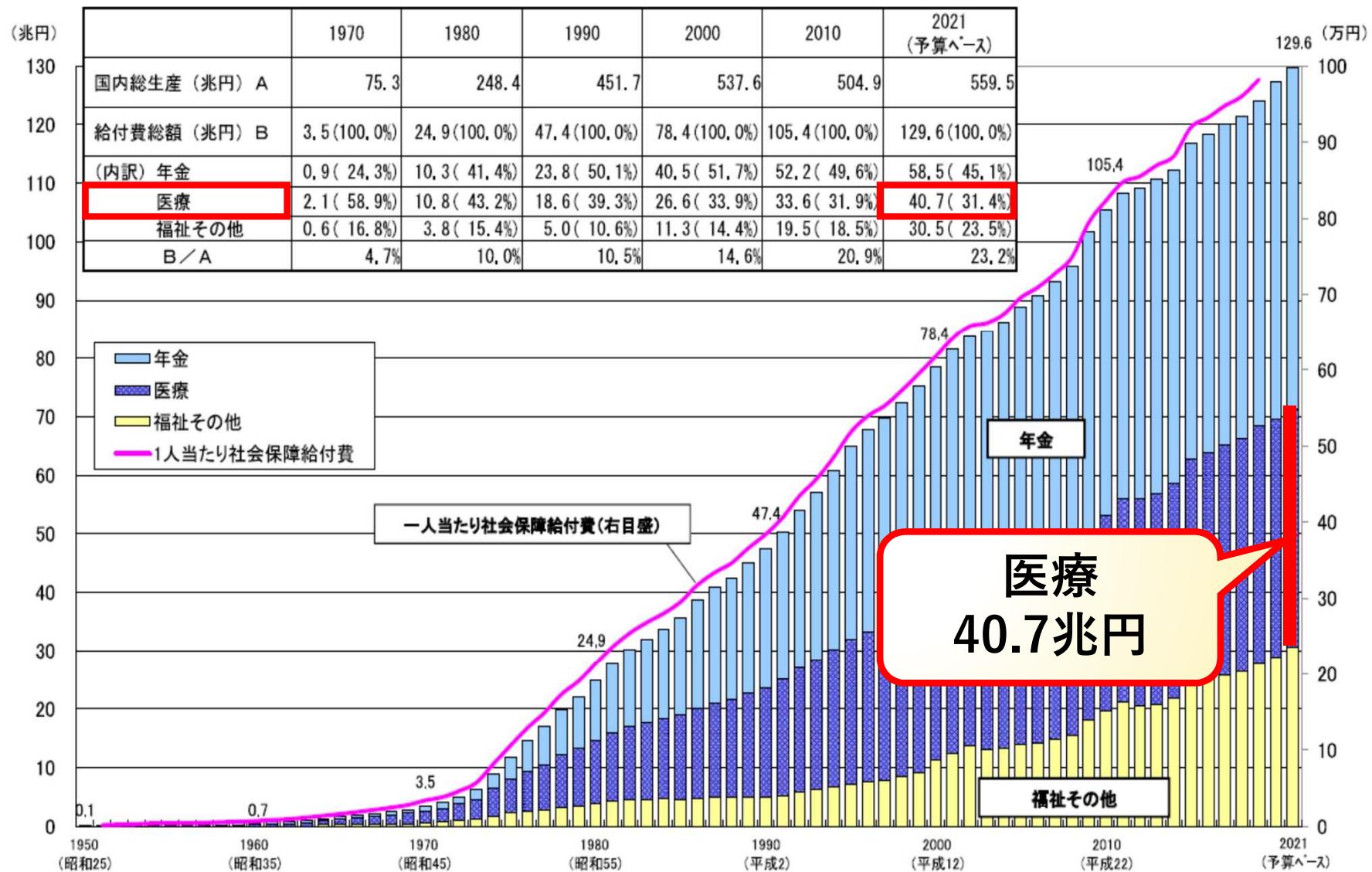
1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 指導・監査等について
8. 最後に

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障給付費の推移

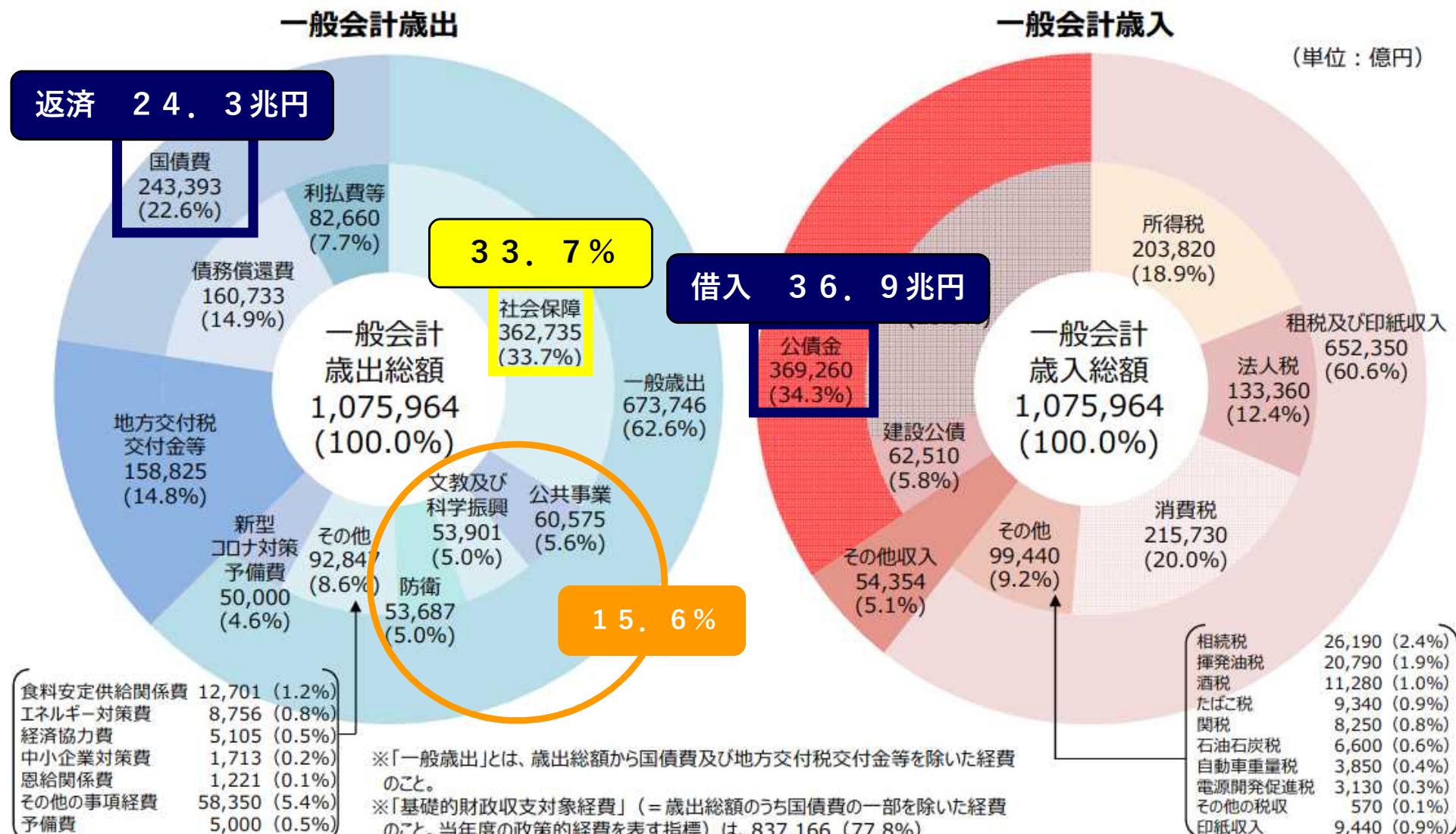


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保険費用統計」、2020～2021年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2021年度の国内総生産は「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和3年1月18日閣議決定)」

(注)図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2010並びに2021年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

令和4年度一般会計歳出・歳入の構成



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は53.8%。

社会保障の費用と財政

- 令和2(2020)年の日本の社会保障給付費は、1年間に**約129.6兆円**。そのうち約半分弱が「年金」で、**1/3が「医療」**、約2割が介護を含む「福祉 その他」が占める。
- 社会保障の財源は、社会保険料が58.6%で、公費負担は41.4%を占める。(その他、積立金の運用収入等。)

(令和4年度予算ベース)

- 令和4年度一般会計歳出において、**社会保障のための歳出（36.3兆円）は最大**で、公共事業・防衛・教育科学の費用の合計（16.7兆円）を上回る。
- 国の財政は、**24.3兆円の借金を返しながら新たに36.9兆円の借金をしている**状態。
- 社会保障は財政に大きく影響しており、**適正化**が求められている。

保険診療確認事項リスト

保険診療確認事項リスト (医科)

令和3年度改訂版 ver. 2106

使用上の留意点

本リストに掲載の内容は令和2年度診療報酬改定の内容に添った算定要件や施設基準を基に作成しています。新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについては反映しておりませんのでご留意の上、ご使用ください。

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室

- (1) 疾患別リハビリテーションについて、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 実施体制
 - ・従事者1人1日当たりの実施単位数を適切に管理していない。
 - (具体的には、リハビリテーションに従事する職員1人ごとの毎日の訓練実施終了患者の一覧表を作成していない 等)
 - ・従事者1人当たりの実施単位が
 - [理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ その他 ()]
 - [1人1日につき24単位 ・ 1週間で108単位] を超過している。
 - ・
 - ② リハビリテーション実施計画書
 - ・別紙様式21を参考としたリハビリテーション実施計画書を
 - [作成していない ・ 原則7日以内、遅くとも14日以内に作成していない]
 - ・リハビリテーション実施計画書の内容
 - [に不備がある ・ が個々の患者の状態に応じた記載になっていない ・ に空欄がある]。
 - ・(例:
 - ・[リハビリテーション実施計画書の作成時に ・ 3か月毎に] 患者又はその家族等に対して実施計画書 [の内容を説明していない ・ の内容を(職種:)が説明しており、医師が説明していない ・ を交付していない]。
 - ・[リハビリテーション実施計画書の作成時の ・ 3か月毎の] 実施計画書の写しが診療録に添付されていない。
 - ・リハビリテーション実施計画書の作成前に疾患別リハビリテーションを実施する場合に、医師が自ら実施していない又は実施するリハビリテーションについて医師の具体的指示がないにもかかわらず、当該疾患別リハビリテーションを算定している。
 - ・
 - ③ 機能訓練の記録
 - ・機能訓練の内容の要点について診療録等への記録が
 - [ない ・ 個々の患者の状態に応じた記載になっていない ・ 不十分である]。
 - ・(例:
 - ・機能訓練の開始時刻及び終了時刻の診療録等への記載がない。
 - ・機能訓練の開始時刻及び終了時刻について診療録等に記載された [開始時刻 ・ 終了時刻] が実際の時刻と異なっている。
(例:)
 - ・機能訓練の開始時刻及び終了時刻の記載が患者毎の実施記録又は診療録と、リハビリテーション従事者毎に管理した実施記録の時刻が一致していない。
 - ・
 - ④ 適応及び内容
 - ・医学的にリハビリテーションの適応に乏しい患者に実施している。
 - ・対象疾患に該当するとした診断根拠が確認できない。

診療報酬請求における留意点

- ◆ 保険医と保険医療機関は診療報酬のルールをよく理解し、
独自の解釈に基づいて請求しない。
- ◆ 分からない場合は**診療報酬点数表を確認する。**
それでも分からなければ**地方厚生(支)局に問い合わせる。**
- ◆ 地方厚生(支)局が実施する説明会や指導に出席する。



診療報酬改定は原則、2年に1回実施されます。

算定ルールの新設・変更について、

2年に1回知識のリニューアルが必要です。